

## 教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

### 1 生徒との口頭での連絡およびメール・SNS等の使用について

#### (1) 口頭での連絡について

ア 生徒に口頭連絡を行う場合は、生徒本人の携帯電話は使用せず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話を用いる。

イ 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話番号に連絡するよう指導する。

ウ 緊急の連絡を必要とする場合、又は児童生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

#### (2) メール・SNS等の使用について

ア 教職員と生徒との間でメール・SNSを利用する場合は、原則として学習支援クラウドサービス Classi を用いる。

イ 部活動等の教育活動（部活動・行事指導等）で、集団に対して連絡する場合は、グループ LINE 等を利用してもよい。ただし、個人的なやりとりは一切行わない。個人連絡については、上記(1)アを原則とする。

#### (3) 夜間の生徒連絡について

ア 夜 10 時以降から翌朝 6 時までには行わない。

### 2 生徒との面談や相談等の実施方法について

ア 電話（携帯電話）やメール・SNS を使用せず、原則として対面とする。

イ 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。生徒宅へは、情報を共有し、組織的に対応するため、複数の教員で訪問する。

ウ やむを得ず、1対1で面談や相談を実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど、疑義を受けない配慮をするとともに、管理職又は他の職員にあらかじめ伝えておく。

### 3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車に生徒を乗車させない。

### 4 その他

上記 1～3 では対応できない状況が発生した場合は、「危機管理マニュアル」掲載の「事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制」を参考に、管理職の許可を得て対応する。ただし、緊急の場合を除く。